

2023 遊漁案内

遊漁証の申込みについて

遊漁を希望される方は、漁場に入る前に次の手続きにより申し込んで遊漁承認証（遊漁証）の交付を受けて下さい。

●年間遊漁証

遊漁証の年釣券は、組合事務所のみで発行します。顔写真一枚（免許証用）を添えて直接組合事務所へ申し込み下さい。

尚、郵送で申し込む場合は住所・氏名・年齢を明記のうえ写真・遊漁料を同封して現金書留で申し込んで下さい。返送する際に簡易書留をご希望の方は料金はお客様負担となります。

●日釣遊漁証

組合事務所、遊漁証取扱所いずれでも受けられます。

●遊漁料（税込）

魚 類	漁具・漁法	遊 漁 料		現 場 加 算 額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣、竿釣	2,200	11,000	2,000
雑 魚	手釣、竿釣	1,000	6,600	1,000
全魚種	手釣、竿釣	—	17,600	—

◎注意事項

- 年釣券の有効期間は、交付を受けてから同年12月31日までです。
- 遊漁証を万一紛失された場合は、1,000円の再交付料が必要となりますので、格別のご注意をお願いします。
- 遊漁証は本人以外の方が使用することはできません。
- 遊漁証は常に携帯し、監視員の指示があれば速やかに提示して下さい。
- 不携帯の方は其の日の日券を購入しなければなりません。
- 遊漁証は帽子、衣服など見易いところに付けて下さい。

◆ 遊漁規制等法規抜粋

- 県の漁業調整規則違反については取締当局へ告発することができます。
- 違反に使用した漁具漁獲物は没収することもある。
- 軽微の違反行為には違約金、過怠金の徴収を始末書又は誓約書に替える事が出来るものとする。
- 遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

●禁止期間

水 産 動 物	禁 止 期 間
あまご・いわな・しらめ漁	10月1日～翌年1月31日迄 ※但し、能郷堰堤及び上大須折越林道入口越田土橋以北より上流は、10月1日～4月14日まで禁漁
鮎 漁	組合が定めて公表する解禁日以前

●全長の制限（制限以下の水産動物を採捕した場合は速やかに放流して下さい）

水 産 動 物	全 長 制 限
ふ な	体 長 6cm以下
う ぐ い	体 長 10cm以下
いわな・あまご（しらめ）・やまめ	体 長 15cm以下
鯉	体 長 20cm以下
う な ぎ	体 長 30cm以下

●漁具・漁法の制限

遊漁者は竿類以外の漁法で水産動物を採捕することは出来ません。

●漁具・漁法の禁止事項

- ①水中に電流を通じてする漁法
- ②水中銃（ヤスにゴムをつけたものを含む）
- ③アクアラングで空気使用の場合
- ④毒物（薬品・毒草）の使用
- ⑤いかりかけ・もり・ひし・やす 1月1日～8月15日迄禁止
- ⑥ドンコ・ビンカの卵の採捕は禁止

●竿での漁法の制限

- ①蚊釣の針数の制限 3本までとする（蚊釣以外の針は、ガリとみなす）
- ②友釣の仕掛けの段数の制限 2段迄とする
- ③鮎のエ釣、簞釣 5月11日～8月15日迄禁止
- ④ガリ（ドボンコ）漁法 金原ダムより上流 8月31日迄禁止
金原ダムより下流 9月30日迄禁止

- ⑤ガリ漁法でのワイヤ製糸の使用禁止
- ⑥竿の使用は1人1本と限定する。
（友釣、雑釣にかかわらず、本人以外の場所取りは禁止する。）
- ⑦鮎釣でのリールの使用（使用可能区域あり）



根尾川筋漁業協同組合

岐阜県本巣市山口897番地
TEL (0581) 34-2251 (事務所)
FAX (0581) 34-2021 (事務所)
<https://neogawa.org>

は今年度より変更(許可の日から)

鮎ルアー（リール）使用可能区域

区 域	期 限
①東谷川の樽見堰堤より上流板屋堰堤まで	6月第2土曜日～12月31日まで
②西谷川の長島放水口より上流能郷堰堤まで	6月第2土曜日～12月31日まで

ルアー&フライ専用区

区 域	期 限
③藪川橋上流端から上流高屋西堰堤まで	4月30日まで

（但し、4/1～各堰堤禁漁区に注意）

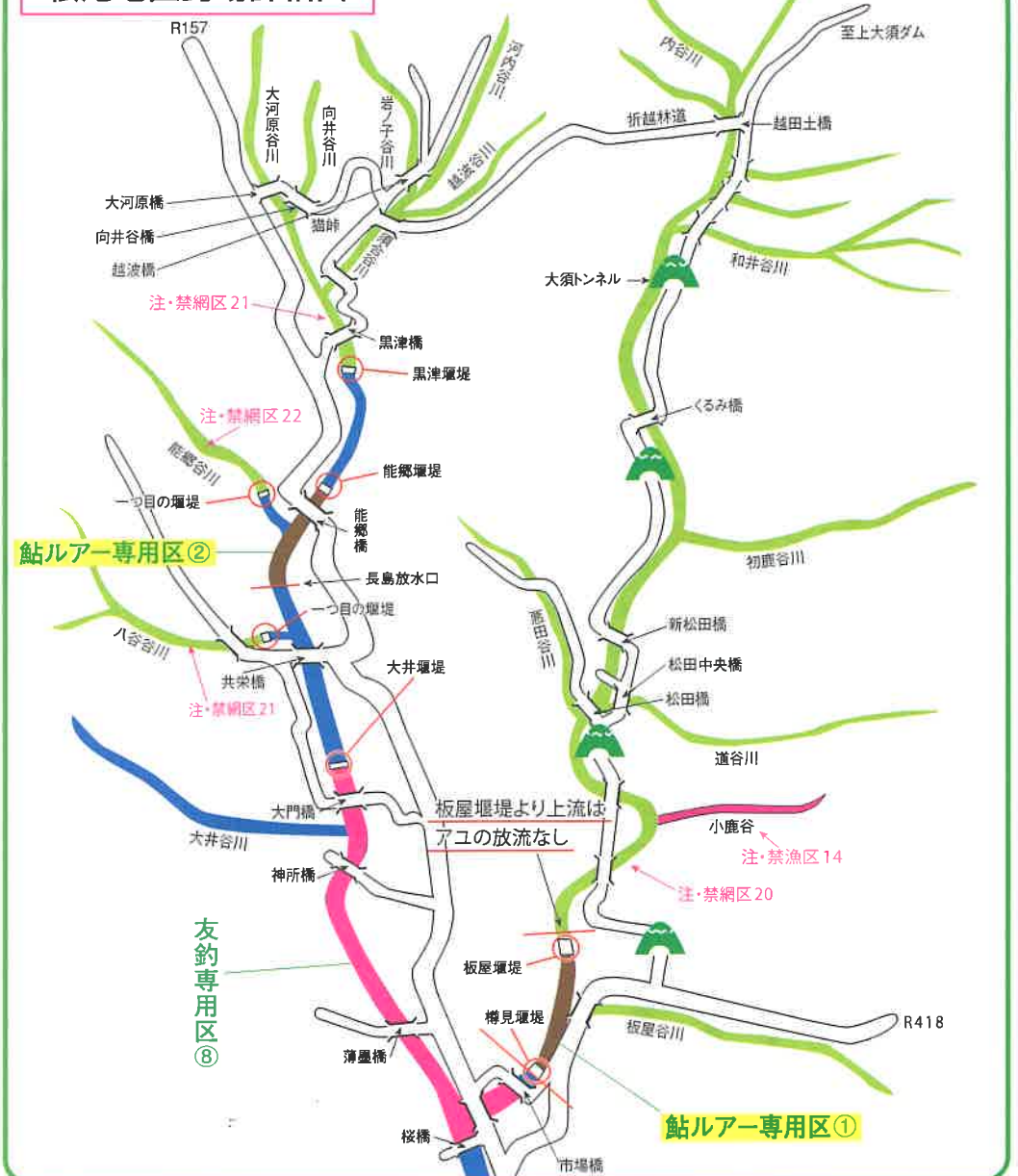
友釣専用区

区 域	期 限
④大野橋上流端から上流山口用水堰堤下流端下流270mまで	5月11日～6月第2土曜前日まで
⑤山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	10月15日まで
⑥管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下流端まで	10月15日まで
⑦神坂ポンプ小屋から上流樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端（送電線禁漁区除く）まで	9月20日まで
⑧桜橋下流端から上流西谷川大井堰堤までと東谷川市場橋下流端まで	9月20日まで

ガリ（コロガシ）周年禁止区域

区 域	期 限
⑤山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	1月1日～12月31日まで
⑥管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下流端まで	1月1日～12月31日まで

根尾地区釣場詳細図



◆お願い

最近、友釣の仕掛け針及び、ガリ釣針の放置並びに竿振りに依る人身事故多発の恐れがあり、使用に際しては充分注意して下さい。又、万一事故が発生しても当組合は一切責任を負いませんのでご注意下さい。自分以外の方にも安全に気を付けて、楽しい釣りを心がけましょう。

(下記の区域及び期間は、全ての水生動植物の採捕を禁ずる。)

は今年度より変更

● 保護区 (ウグイ)

● 禁網區

◆ あゆ漁の解禁について（禁漁区・保護区・禁網区）に注意

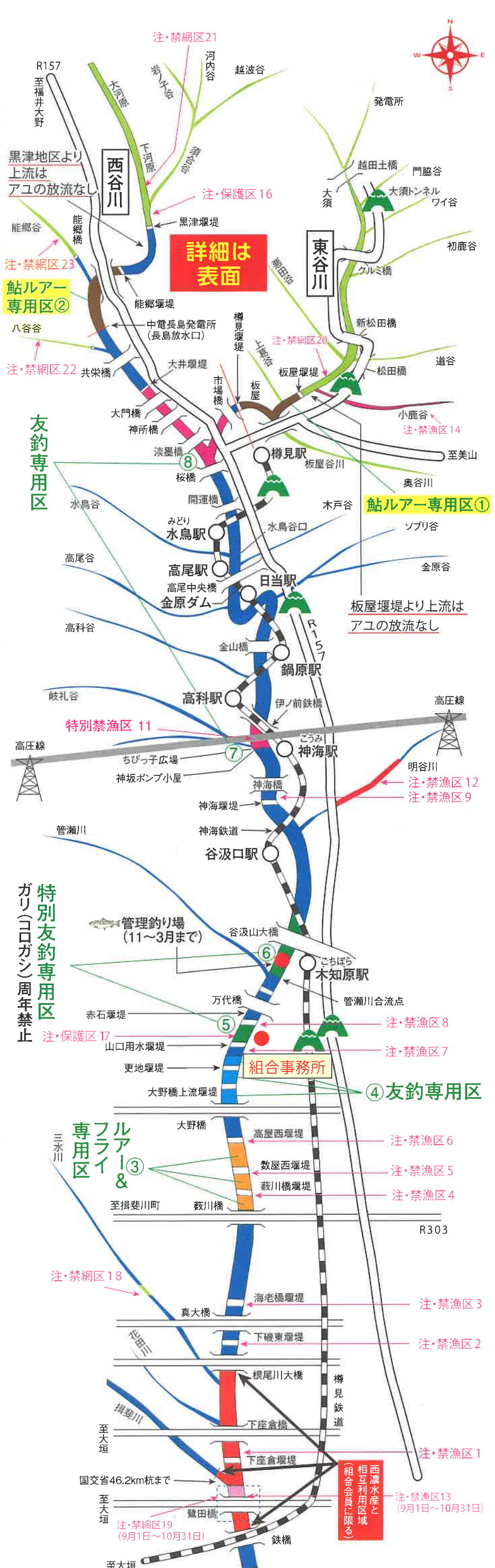
● 友釣

● 蚊 釣

● ガリ

◆ あまご・しらめ漁の解禁について

区 域	期 日
根尾川の下座倉堰堤から上流能郷堰堤及び越田土橋まで	2月1日～9月30日まで
根尾川の能郷堰堤及び大須折越林道入口越田土橋から上流全域	4月15日～9月30日まで



岐礼特別禁漁区（左図11）は危険ですので必ず守って下さい。